くみありニュース 山口大学教職員組合 (2020年4月2日 Thursday)

第 218 号(2018 年度-第 26 号)/電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4. seikyou. ne. jp

新年俸制·住居手当·選択定年制廃止·年次休暇等の 基準日統一等、11項目の就業規則改正案説明会(3/5)

3月5日(木)午後2時から1時間強、人事課(久保人事課長・福岡人事課副課長等)による組合への就業規則改正案(4月1日付け改正分)説明会が開催されました。これには組合から森下副委員長・鴨崎参与等が対応しました。

改正項目は「年俸制について(令和2年4月1日制定・改正)」をはじめとする11項目に上っていましたが、教職員にとってプラスとなる提案もいくつか含まれています。

1. 年俸制~4月以降は「新年俸制」が「年俸制」に

: これまでの年俸制(いわゆる旧年俸制)とは別に、業績評価結果の給与への反映額(マイナス 30 万円 〜プラス 120 万円)を設定する新たな年俸制(いわゆる新年俸制)導入のための関連規則を含めた就業規則改正案です。新年俸制については、組合は、3月5日に提出した申し入れ書で、「S及びSSの評価反映額縮小」を求めています。

なお、現在の年俸制適用者については規則上、「**国立大学法人山口大学令和2年3月31日以前年俸制 適用職員**」が正式名称とされます。

2. 住居手当~1年間の経過措置を2年間に延長

: 国家公務員給与法改正に準拠した改正ですが、手当が 2,000 円を超えて以上減額となる者については1年間の経過措置を設けることとなっているものを、組合の申し入れを受けて、経過措置を2年間に延長するというものです。



~住居手当問題について大学からの回答は3頁に掲載(組合の申入書はニュース第215号に掲載~

3. 選択定年制の廃止

: 2010年に大学教員の定年を63歳から65歳に引き上げた際、63歳または64歳で「選択定年」すること を可能としていたものを、当該退職者実績が8%程度であること、退職手当は2018年1月に63歳時の額で固定することとしたため影響がないこと、等を勘案して廃止するというものです。

4. 年次休暇等の基準日統一~常勤職員も4月1日に

: 年次休暇等が付与される基準日は現在、常勤職員等は毎年1月1日、非常勤職員及び再雇用職員は4月 1日となっていますが、複雑化する休暇制度の簡素化・時期指定年休の指定を遺漏なく行うこと・円滑的 な年休取得促進を図ることなどを目的として、すべて4月1日に統一するというものです。

今回の基準日統一の結果、常勤職員等は1月1日に新年分の年休が20日付与されていますが、4月1日にもさらに20日が付与されることとなり、繰越しが20日ある方の場合は合計60日となります。しかし非常勤職員等は、基準日変更はないため従来どおりの扱いとなります。

5. 育児を行う職員の早出遅出勤務~小学校入学前までを小学校終期まで延長

: これまで、春休み等「長期休業期間中に」、育児により早出遅出を請求できる職員は「小学校入学前の子を養育する者まで」となっていましたが、対象を小学校の終期までに延長



するというもので、該当する方にとっては大きな改善となるものであり、歓迎すべき規則改正案となっています。この改正は今回の小中高校等全国一斉休校を前提に措置されるものであるため、3月18日付改正との提案になっていました。

この他、6. 非常勤職員及び再雇用職員のマイ・ホリデー休暇 7. 兼業 8. 旅行報告書 9. ハラスメント相談の相談窓口 10. 機構及び事務局の再編(大学教育機構・大学情報機構・事務局の4月1日付け組織改編に伴うものですが、こうした組織改編がはたして現場教職員の声を反映した、実態に即したものとなっているのかどうかは、今後検証することが必要と思われます。) 11. 教育学部附属学校(附属学校の副校長の職名廃止にともなうもの)等となっています。

パワーハラスメントの根絶は急務 問われる責任者の構え ~人事異動・契約更新期を前に、後を絶たないパワーハラスメント~

組合にはこれまでもパワーハラスメント・不当な労働条件変更等についての相談が持ち込まれ、少なくない事案を解決してきましたが、今年に入ってからも数件の相談があり、それぞれ事情をお聞きした上で解決策の提案・大学との折衝等を進めてきました。

「これはおかしい」「パワハラでは?」等、疑問・悩みをお持ちの方はご相談ください

まず組合に電話かメールで(直接来室も可)連絡してください。組合員でなくてもお話を伺うことはできます。秘密は厳守しますのでご安心ください。その後の具体的な対応はパワハラ問題をはじめとする個別相談対応で実績のある役員が行います。

【パワーハラスメント他,個別相談の流れ】

- ▶ 相談例としては、「休みたくても休めない雰囲気がある、休んでは困ると言われることがある」「意に反する人事異動内示を受けた」「昇任・昇格について疑問がある」「来年からは来なくてよい(雇止め)と言われた」「上司(教授・課長等)から嫌なことを言われ続けており、非常につらい毎日」など、様々ですが、まずはご相談ください。
- ▶ 相談対応の流れとしては、「事情をお聴きする」「問題点を確認する」「問題を解決するための道筋を提案する」ところまでは、組合員であるかどうかは条件としておりません。
- 組合の助言を踏まえたご本人自身の対応で解決する場合もありますが、継続的にご相談を受け続ける場合、あるいは人事課・学部等責任者・看護部等大学側との折衝を希望される場合は、組合への加入が必要となります。
- ➤ 組合加入後は、ご自身の希望に応じて、適宜、電話・メール・直接面談等により、事態の改善へ向けた援助を 継続的に行うこととしています。



教員アンケートへのご協力をお願いします。

全大教(全国大学高専教職員組合)は今、「教員アンケート(教員の研究・教育・勤務条件改善に関するアンケート)」を WEB・http://zendaikyo.or.jp/?page_id=996 で行っています。(4 頁参照) このアンケートは 4 年ごとに実施しているもので、アンケート結果を集計後、文部科学省等への要求・各大学の労働条件改善を目指すとりくみ等に活用しますので、組合員の如何を問わず、是非ご協力いただくよう呼びかけます。なお、期限は 7 月 15 日 (水) までとなっています。

山口大学教職員組合執行委員長 福 田 修 殿

山口大学長 岡 正



2019年人勧にもとづく住居手当支給基準改定について(回答)

2019年12月11日付けで申し入れにありました「支給額が増額となる者への増額に要する予算額」及び「支給額を減額とすることによって得られる原資の総額」について、下記のとおり回答します。

記

支給額が増額となる者への増額に要する予算額 4,543,200 円 支給額を減額することによって得られる原資の総額 13,884,000 円

令和2年2月26日

山口大学教職員組合執行委員長 福 田 修 縣

> 山口大学長 岡 正



2019年人勧にもとづく住居手当支給基準改定について(回答)

2019年12月11日付けで申し入れにありましたこのことについて、改定案では「住居手当額が2000円を超える減額となる者については、1年間の経過措置」を設けるとしておりましたが、今回の申し入れを受け、「住居手当額が2000円を超える減額となる者については、2年間の経過措置」を設けることとしますので、その旨回答します。



国公立大学 国公立高専

大学共同利用機関

教育・勤務 条件改善に関する

アンケートの

2020年3月開始

7月15日終了!!



今回の教員アンケートは、前回 2016年のアンケートと同様、 ウェブで実施します。 以下のURLにアクセスして下さい。



OR 3- F &

http://zendaikyo.or.jp/?page_id=996

全大教では、これまで2008年から4年ごとに国公立大学・大学共同利用機関・ 国公立高専教員の研究・教育・勤務条件改善に関するアンケートを行ってきました。 このアンケートは経年変化を容易に捉えられるようにほとんど内容を変えずに行っ ています。今回2020年もこれまで同様の形式のアンケートを実施します。

全大教 ネット検索

アンケートへの回答数が多くなればなるほどデータは説得力を持ちます。 是非あなたの状況を教えてください。

昨今大学のおかれている状況は急速に悪くなり、私たちの研究・教育・勤務条件も悪化の一途を たどっていると感じています。私たち教員の研究・教育・勤務条件はどの程度悪くなっているの でしょうか。私たちも研究者であるならば、データで語ろうではありませんか。

本アンケートの結果は全大教のホームページで公開し、今後、全大教の各大学・高専・共同利用機関における組合活動の基礎データとして使用します。

大学・高専・共同利用機関の教員の状況を明らかにするアンケートです。組合員であるかどうか、常勤か非常勤かに関わりません。

旦まるなかのご校力をお願いします。